

岐阜県観光人材確保推進事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県内観光事業者等の人材確保を促進するため、県内観光事業者等が自社や県内観光産業で働く魅力を紹介する動画を作成する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内観光事業者等」とは、次のいずれかに該当する者であつて、県内に本社又は事業所等を有するものをいう。

- (1) 宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者が行う同法第2条第2項及び第3項に規定する営業に係る施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設及び国、県又は市町村が所有し、管理し、又は運営する施設を除く。）を営む者をいう。）であつて、県内を勤務地とする常用労働者（雇用の期間を定めず雇う労働者又は1か月を超える期間を定めて雇う労働者をいう。）の採用を行うもの
- (2) 観光協会
- (3) 観光地域づくり法人等（観光庁が「登録DMO」若しくは「候補DMO」に登録した法人又は「候補DMO」登録申請予定の法人をいう。）

(補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす県内観光事業者等とする。

- (1) 宿泊事業者
 - ア 「ギフッシュ」又はその他の県が認める就職情報Webサイトに企業紹介ページを掲載することができる者であること。
 - イ 自社Webサイトを有する者であること。
 - ウ 県税に係る未納の徴収金がないこと。
 - エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - オ 生産性向上や労働条件・環境の改善等の働き方改革に取り組んでいること。
- (2) 観光協会又は観光地域づくり法人等
 - ア 前号イからエまでに定める要件。
 - イ 地方公共団体や地域の観光事業者等と連携し、地域一体での求人活動、生産性向上や労働条件・環境の改善等に取り組んでいること。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む法人
- (2) 消費者向け貸金業又はこれに類する営業を営む法人
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手

続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (6) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (7) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (8) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (10) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して
- (12) 法令に違反している法人
- (13) 前各号に掲げる者のほか、補助事業者とすることが適当でないと知事が認める法人

（補助対象事業等）

第5条 補助対象事業及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けている場合は、交付の対象としないものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額（1補助事業者当たり50万円を限度とする。）とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別表2に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表添付書類の欄に定める書類を添えて提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 補助金交付申請書の提出期限は、外部事業者との委託契約の締結日の7日前までとする。

5 この補助金の交付は、各補助対象事業につき1回を限度とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 この補助金の交付決定には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める条件が付されているものとする。

(1) 宿泊事業者

- ア 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- イ 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- エ 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- オ 自社Webサイトに、本事業で制作した動画を掲載すること。
- カ 「ギフッシュ」又はその他の県が認める就職情報Webサイトに、本事業で制作した動画を掲載すること。
- キ 本事業で制作した動画を再編集してショート動画を作成する場合は、SNSに掲載すること。

(2) 観光協会又は観光地域づくり法人等

前号アからオ及びキまでに定める条件。

2 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号アの承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
- (2) 前項第1号イの承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
- (3) 前項第1号ウの承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第5号様式による事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の1月29日のいずれか早い日とする。
- 5 前項の「補助対象事業の完了の日」とは、本事業で制作した動画がすべて掲載された日とする。

（履行確認）

第11条 知事は、事業終了後速やかに実績報告書により履行の確認を行うほか、必要に応じて現地確認又は聴取確認（電話確認）を行うものとする。

- 2 知事は、前項の現地確認を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、確認の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第12条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別記第8号様式により速やかに知事に報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第14条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(採用の状況報告)

第15条 第3条第1号に掲げる補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度及びその翌年度の採用状況について、各年度の翌年度の4月30日までに別記第9号様式により知事に報告しなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 規則第22条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度以後5年間とする。

(書類の提出部数)

第17条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費
<p>自社Webサイト及び「ギフッシュ (https://gifush.pref.gifu.lg.jp/)」又はその他の県が認める就職情報Webサイトに掲載し、県内を勤務地とする常用労働者を採用することを目的とした企業等紹介動画(1本に限る。)の作成</p> <p>【作成する動画の条件】</p> <p>ア 動画の規格・品質は、次を基準とし、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の個人用通信端末におけるWebでの閲覧に最適化されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間 3分以上 ・アスペクト比 16:9 ・解像度 1,080p(1,920×1,080) ・静止画のみを使用した動画又は静止画を多用した動画は対象外とする。 <p>ただし、上記動画を作成する場合に限り、SNSに掲載するためのショート動画の作成を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業で制作した動画を再編集してショート動画を作成する場合は、SNSに掲載すること。 <p>イ 動画の内容は、次を基準とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、自社で働く魅力や岐阜県の観光産業で働く魅力を伝え、人材確保及び県内観光産業のイメージアップにつながる内容とすること。 <p>※職員の採用に資する内容と認められない場合(単なる企業PR等)は対象外とする。</p>	<p>外部事業者への委託費(補助対象事業の完了の日の属する年度の1月29日までに支払ったものに限る。)</p> <p>※動画の作成を委託する外部事業者に支払う費用に限るものとし、企画構成費及びWebへの掲載費用を含む。</p> <p>※外部事業者は、県内に本社又は事業所等を有する者に限る。</p>

別表2 (第6条関係)

補助事業者	添付書類
<p>1 宿泊事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画書(別紙1) ・採用計画書(別紙2) ・収支予算書(別紙3) ・誓約書(別紙4) ・口座振込依頼書(別紙5) ・県税に未納がないことを証明する納税証明書(全ての税目の完納証明及び直近年度の税額の証明がされているもの) ・旅館業営業許可書(写)
<p>2 観光協会、観光地域づくり法人等</p>	<p>1の項に掲げる別紙1から別紙5までの書類</p>